

茨城県立医療大学地域貢献研究実施要領

平成18年4月19日
第1回教授会
改正平成21年5月20日
改正平成27年7月22日

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の行う地域貢献研究について、その円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 地域貢献研究とは、基礎となるこれまでの研究成果の蓄積を踏まえて、更に研究を発展させることにより、研究の成果が実用に移される可能性を持つ研究であって、地方自治体や各種団体等が行う研究開発プロジェクト等と有機的な連携を図ることにより、地域社会・経済の発展に資するよう、複数の研究者が共同して行う研究とする。

(申請者)

第3条 地域貢献研究の申請者は、本学の専任教員（教授、准教授、講師及び助教）とする。

(公募)

第4条 地域貢献研究の公募は、当該年度の配分の枠、応募の手続き等を示した応募要領を学内に公表することによって行う。

(申請の手続き)

第5条 地域貢献研究を申請しようとする者は、応募要領に定める研究計画の様式に必要事項を記入して学長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 学長は前条の申請があったときは、当該研究計画を地域貢献研究企画・審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 付属病院長
- (4) 事務局長
- (5) 地域貢献研究センター長
- (6) 学識経験者その他学長が指名する者

3 審査委員会は、提出された研究計画を審査する。

4 学長は、審査会の結果に基づき当該研究計画の実施を決定し、地域貢献研究センター運営委員会を経て教授会へ報告する。

(研究チーム)

第7条 研究課題ごとに研究チームを置く

2 研究チームの所属及び人数には特に制限は設けない。

3 本学のプロジェクト研究の代表者も応募できる。

4 各研究チームの研究代表者は他の研究チームの研究代表者を兼ねることはできない。

(研究協力者)

第8条 第3条の規定にかかわらず、各研究チームの研究協力者は、本学の専任教員、兼任教員、本学付属病院に所属する医療職員並びに本学非常勤嘱託職員である教員研究補助員（嘱託助手）とする。

2 研究の遂行のため必要と認められるときは、他の大学又は研究機関等の研究者を研究協力者とし

て参加させることができる。

(進捗状況の報告)

第9条 研究チームは、毎年度末に研究の進捗状況を学長に報告するとともに、研究報告会において発表しなければならない。

2 学長は研究報告会において評価を行うものとする。

(研究結果の報告)

第10条 研究チームは、研究が終了したときは、その結果を学長に報告し、研究報告会において発表するとともに、研究報告書を刊行しなければならない。

(研究の成果)

第11条 各研究代表者及び研究分担者は研究期間内に研究の成果を創出する。

2 研究の成果は、自らが筆頭者となって、学会誌相当以上の論文を投稿することとする。ただし、教授は論文指導者としての共著者でもよい。

3 研究の成果の創出が見込まれないと学長が認める時は、学長は研究チームへ勧告又は中止等の処置をとることができる。

(運営)

第12条 地域貢献研究に係る審査、決定及び評価を除く運営は地域貢献研究センター運営委員会が行う。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、学長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年4月19日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年7月22日から施行する。